

平成20年6月30日

各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
株式会社メディアイノベーション
代表取締役 穂谷野 智

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成20年6月20日開催の当社取締役会において、平成20年3月27日開催の第10回株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、会社法第158条に基づき下記のとおり公告いたします。

記

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得する株式の総数 | 5,185,000株を上限とする。
(発行済株式総数に対する割合 65%) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 1,607,350,000円を上限とする。 |
| 4. 株式一株当たりの取得価額 | 310円 |
| 5. 取得方法 | 株主様全員に譲渡の勧誘をする方法とする。 |
| 6. 取得する期間
(株式譲渡の申込みの期間) | 平成20年7月1日～平成20年8月12日 |

※ご参考

平成20年3月27日開催の第10回定時株主総会における決議内容

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・取得する株式の総数 | 5,185,000株を上限とする。 |
| ・株式の取得価額の総額 | 1,607,350,000円を上限とする。 |
| ・取得期間 | 本定時株主総会終結の時から1年以内 |

7. 自己株式の取得の目的

(1) 本自己株式の取得の概要、経緯

当社株式は、平成18年4月14日付けで株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の上場を廃止されております。そのため、上場廃止後は株式の流動性に欠ける状況が続いております。

上場廃止後、当社が推進するインターネットマーケティング事業の中でも、当社グループの持つインターネット広告配信技術に資源を集中する形で事業拡大に努めて参りました。これに加え、業界内における先駆的な位置づけを維持する為に、行動ターゲティングをはじめとする新技術に対して積極的に投資して参りました。

しかしながら、ライブドア事件によるレピュテーションリスク、継続中でございます訴訟の影響もあり、外資系をはじめとする大手クライアント様との取引再開が当初の想定以上に難航したこともあり、子会社である株式会社MIならびに株式会社アクイジション株式を当社から切り離すことを決断し、ソネットエンタテインメント株式会社様へ当社が保有する株式会社MIの株式の一部66.6%を株式譲渡することを決定いたしました。そして、このタイミング及び条件にて、自己株買いを実施することは、株主様の利益に資するものと判断いたしました。

(2) 本自己株式の取得における条件の概要

当社は、本自己株式の取得における当社普通株式の取得価格（以下、「取得価格」といいます。）を決定するに当たり、当社とは独立した算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対し、取得価格の決定の参考資料として、当社普通株式の価値の評価を依頼しました。

プルータス・コンサルティングは、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した当社の業績の内容や事業計画等を勘案し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて評価し、当社はプルータス・コンサルティングから平成20年1月31日に株式価値の算定結果について報告および株式評価報告書（以下、「報告書」といいます。）の提出を受けました。算定された当社普通株式の価値は以下のとおりです。

・234円（1株あたり）

当社は、受領した報告書にある当社の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視した上で、取得価格や、自己株式の取得に関する諸条件の妥当性について、算定基準日以後に見直した当社の将来の成長見込、直近の当社の財務状況、株主様間の公平性等の観点、当社の過去の市場株価の動向等から慎重に検討を進めた結果、本自己株式の取得価格を1株あたり310円とすることを決定いたしました。

なお、この取得価格は、報告書の評価額に対し約32.5%（少数点以下第二位を四捨五入）、東京証券取引所における上場廃止前の1ヶ月の単純平均値（308円）に対し約0.6%（少数点以下第二位を四捨五入）上回る価格です。また、東京証券取引所における平成18年4月13日の当社普通株式の終値（310円）と同水準です。

(3) 本自己株式の取得後の予定

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため金庫株として保有する予定でございます。

8. 自己株式の取得の概要

(1) 自己株式の取得の期間

平成20年7月1日（火曜日）から平成20年8月12日（火曜日）まで（30営業日）

(2) 自己株式の取得価格1株

金310円

(3) 取得価格の決定根拠等

① 取得価格の前提

当社は、本自己株式の取得における当社普通株式の取得価格を決定するに当たり、当社とは独立した算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、取得価格の決定の参考資料として、当社普通株式の価値の評価を依頼しました。

プルータス・コンサルティングは、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した当社の業績の内容や事業計画等を勘案し、DCF法を用いて評価分析実施し、当社はプルータス・コンサルティングから平成20年1月31日に株式価値の算定結果について報告および株式評価報告書の提出を受けました。算定された当社普通株式の価値は以下のとおりです。

・234円（1株あたり）

当社は、受領した報告書にある当社の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視した上で、取得価格や、自己株式の取得に関する諸条件の妥当性について、算定基準日以後に見直した当社の将来の成長見込、直近の当社の財務状況、株主様間の公平性等の観点、当社の過去の市場株価の動向等から慎重に検討を進めた結果、本自己株式の取得価格を1株あたり310円とすることを決定いたしました。

なお、この取得価格は、報告書の評価額に対し約32.5%（少数点以下第二位を四捨五入）、東京証券取引所における上場廃止前の1ヶ月の単純平均値（308円）に対し約0.6%（少数点以下第二位を四捨五入）上回る価格です。また、東京証券取引所における平成18年4月13日の当社普通株式の終値（310円）と同水準です。

② 決定の経緯

当社株式は、平成18年4月14日付けで東京証券取引所の上場を廃止されています。そのため、上場廃止後は株式の流動性が欠ける状況が続いています。

しかし、上場廃止後、当社は再生へのプロセスを進めており、ソネットエンタテインメント株式会社との合弁契約締結を以って、大枠でグループとしての再生の方向性・再成長の見込が見えてきたので、株主様への還元としての取得価格を提示することが相当であると判断し、取得価格を決定しました。

i. 第三者算定人からの「株式評価報告書」の取得について

当社は、取得価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、プルータス・コンサルティングに対して、平成19年11月頃、当社の普通株式の価値算定を依頼し、株式評価報告書を平成20年1月31日付でプルータス・コンサルティングより取得しました。

ii. 「株式評価報告書」の概要について

当社が取得価格決定の参考とした株式評価報告書においては、DCF法が算定手法として採用されています。報告書によりますと、継続企業の価値評価であることを考慮した評価方法を用いる必要があり、自己株式の取得を検討するにあたり、その経営意思決定の参考とする目的となる株式評価額は、継続企業価値を収益方式にて求めた評価額を採用することとし、収益方式のうちDCF法による評価額をもって株式評価額とした、とあり、株式評価額としては234円が、当社普通株式の価値の算定結果として示されておりました。

iii. 取得価格決定の根拠

前述の通り、当社グループとしての再生、再成長の道程のめどがつき、当社の業容は上場廃止直前の業容と同等に復活しております。ソネットエンタテインメント株式会社との合弁契約締結に基づく当社の将来の成長見込みも含め当社の実態に鑑み、上場廃止直前と同等の業績を示しているといえることから、当社としては、実態の企業価値に照らして、株主総会決議を採った金額の上限であり、上場廃止直前の株価と同じ310円を取得価格とすることが適当であると判断した次第です。

iv. 取得価格の決定経緯について

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、平成20年6月20日開催の当社取締役会において、最終的に取得価格を310円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

プルータス・コンサルティングは、当社と独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

(4) 取得予定の株券の数

株式に換算した 取得予定数	株式に換算した 取得予定の下限	株式に換算した 取得予定の上限
5,185,000 (株)	— (株)	5,185,000 (株)

(注) 本自己株式の取得では、当社は会社法第159条のとおり株主様より申込みを受けました株式の譲受けを承諾いたします。但し、株主様が申込みをいただく株式の総数（以下、「申込総数」といいます。）が、上記上限（以下、「取得総数」といいます。）を超えるときは、取得総数を申込総数で除して得た数に株主様の申込みをいただく株式の数を乗じて得た数（その数に一に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。）の譲受けを承諾いたします。

(5) 取得代金

1,607,350,000円

(6) 応募の事務手続きについて

本自己株式の取得に応募する株主様は、「自己株式の取得に関するお知らせ」と同封の「株式譲渡応募申込書」に所定事項を記載の上、同封の返信用封筒にてご応募下さい。なお、同封の返信用封筒では、株券の送付は行わないで下さい。「株式譲渡応募申込書」が届き次第、郵政事業株式会社の「株券ゆうパック・キット」をご送付いたします。「株券ゆうパック・キット」がお手元に届きましたら、株券を「株券ゆうパック」にてご送付下さい。また、株券ゆうパックの送付先は次の通りです（既にこの送付先は株券ゆうパック・キットに印刷されています。）。

株券ゆうパック送付先： 〒150-6018 東京都渋谷区恵比寿4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18階
株式会社メディアイノベーション行

上記以外の住所にお送りいただいても当社は株券を受領できませんので、その旨予めご了承ください。また、本社への持込による応募につきましても受付られないこと、合わせてご了承ください。

※ご参考：郵政事業株式会社の「株券ゆうパック」とは、郵便局の着払書留ゆうパックの通称〔愛称〕です。株主様にご指定いただく場所に、郵便局から株券を引き取りにうかがわせて頂きます。郵便料金は着払い方式ですので、メディアイノベーションが負担します。尚、株券は、株式譲渡応募申込書にてご連絡いただきました株券のみお預かりいたします。

9. 決済の方法

① 決済の開始日

平成20年9月1日（月曜日）

② 決済の方法

自己株式の取得の期間終了後、遅滞なく、取得の通知書を応募株主様の住所宛に郵送いたします。

取得は現金にて行い、応募いただいた株券に係る売却代金は、「株式譲渡応募申込書」に株主様にご記入いただいた決済方法に従い、決済の開始日以後遅滞なく、当社より応募株主様のご指定いただいた金融機関に振り込みます。振り込み手数料は当社が負担いたします。

10. その他取得等の条件および方法

① 応募株主様等の契約の解除権についての事項

応募株主様等は、株式譲渡の申込みの期間最終日までは、いつでも取得に係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、申込みの期間最終日までに当社に解除書面（譲渡申込受付票および譲渡に係る契約の解除を行う旨の書面）を送付して下さい。但し、送付の場合は、申込みの期間最終日の消印有効とします。

なお、当社は応募株主様による契約の解除にともなう損害賠償または違約金を応募株主様に請求することはありません。また、応募株券の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券は手続終了後速やかに応募株主様の住所へ郵送します。

② 取得条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、自己株式の取得の条件等の変更を行うことがあります。

取得の条件等の変更を行おうとする場合には、電子公告を行います。但し、自己株式の取得の期間の末日までに電子公告による公告を行うことが困難な場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

③ 自己株式の取得の結果等の開示の方法

弊社ホームページで報告させていただきます。

11. 自己株式の取得開始の公告日

平成20年6月20日（金曜日）

12. コールセンター（本自己株式の取得にかかる照会先）

本自己株式の取得につき、ご照会等に関しましてはつきましては、コールセンターを設置させて頂きました。ご質問等については、以下の電話番号にお問い合わせいたします。

問合せ先：0120-038-854

尚、コールセンターの営業時間は、平日10：00～16：00とさせていただきます。

以 上